

諮問番号：諮問第204号

答申番号：答申第204号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

福岡県西福岡県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った法人県民税均等割に係る更正の請求の理由がない旨の通知処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は次のとおりである。

- (1) 私たちの道しるべである法と秩序は歴史（文化）と規範を集成したものである。それが故に、法を解釈する際には相反する面が存在する。それが為に、どの法を用いて裁定するかの際には判例と秩序（規範）の下で、経緯を総合的に考慮して判定される。実際、そうされている、と思う。

今回の裁定では手続き上の如何なる過失や判例そして秩序の加味もされず、法上の標準規程のみが採用されている、かのように見える。この理由付けが、私の能力を超えて混乱させている。

- (2) 私たちが行政に権力を付託しているのは、信義誠実の原則に則り公平性と公正性が棄損（未必の故意と認識ある過失）されないよう、法と秩序に従って平穩に安心して営めれるように企業の安寧と事業の保全を日々努力してもらえる、と言う信頼が有るからにはほかならない。

当然に行政機関には、この権力の機能を使って企業を知る由もなかった適宜な情報をいち早く取得して企業に知らしめ、時として企業を更生する義務が有る。これらの御恩に報いるが為に企業も納税の義務を自らに課しているのである。

今回の事案では、当然に然るべき対策も議論されていたと思う。にも関わらず、不承認理由付けが、審査請求人の能力を超えて混乱させている。

(3) 企業はモノを生産して財とサービスを地域社会に提供する。その際、生産基盤である社会インフラ、金融サービス、財産の保全（環境・治安の安寧）の恩恵を行政から享受している。この行政からの御恩に対して対価である納税と言う奉公を企業自らに義務付けている訳である。当然、両者の間には正当で公平な信頼（法と規範〔秩序〕）で結ばれていることが不可欠なのは言うまでもない。

財とサービスを生産し、生産基盤を使用して地域社会に提供するプロセス（経済循環）を通じて経済活動は営まれている訳である。この経済活動、つまり財とサービスを生み出す企業活動の拠り所が事業所なのである。今日では事業を営む拠点には社会的使命と地域社会への貢献が、当然の義務（歴史と規範に裏打ちされ一過性ポピュリズムとは異なる社会的通念）として求められている。当然、行政と同様に社会と企業との間にも正当で公平な信頼で結ばれていることが不可欠のも言うまでもない。

つまり、事業とは企業活動を通じて社会貢献する使命を企業自らが創出することなのである。財とサービスの生産と提供および享受、そして社会的使命と社会貢献が行われていなければ事業とは言えない。そして、事業とは言えない拠点は事業所（事務所）とも言えない。行政も同様である。

行政が付託された権力を行使する場合に、裁決を下す規準とすべき拠り所は規範である。そして、規範に裏打ちされる法を適用した裁決で有れば行政システムは旨く機能する。しかし、規範が歴史の積み重ねを裏付けとしない社会的通念や全体主義的閉鎖ムラ社会を後ろ盾にしたもので有れば行政は機能停止に陥り瓦解する。住民に見放されるからである。

この規範は長いスパンで継続され共有されている必要がある。継続性や統一性で担保された慣習が保身に走ると悪しきしきたりとなる。

しかしながら、継続性や統一性に着目することによって主張されてる事柄が言われている通りであるか、詭弁を弄しているに過ぎないか、を判断する際の指標とすることもできる。時として、その時点では判断できなくても時間を置いて見つめ直すことで、今そこに隠された真実や本質に辿り着くことができる場合も多々あるからである。

行政も企業も、この継続性と統一性が重要である。行政には自由裁量が付与されているので継続された活動や統一された見解を凝視することによって理念や本質、

そして隠された真実を知ることができる。企業も同様である。

新型コロナウイルスの発生によって今までのビジネスモデルが崩壊したように、財政悪化（企業倒産、大量失業、ふるさと納税による住民離反等々による）が常態化して行政も機能不全に陥るはずである。人々も企業も自らの価値を創出する自治体に向けて移動し、結果として行政の合従連衡が始まり、それによって公務員制度も終焉を迎えるはずである。企業も年功序列制度が完全に崩壊し資本化された労働力（RPA）へと加速し始める、と思われる。

- (4) 西福岡県税事務所収納課に出向いた折に、連絡先が必要とのことで記入したようなデジャブな記憶が有る。長崎県の私宅に事務所移転する際も、東京都（自宅・事務所兼用として契約）に事務所移転する際も、福岡県古賀市（住居専用として契約）に引っ越す際も、その都度何度も口頭で連絡している訳で別段、何ら変わらないことと認識していた。

にも関わらず、「本所に対し、古賀市と法人異動届を提出した」と何故か強調されている。西福岡県税事務所への法人異動届が正式書面と見なされているとすれば、これ迄の複数人への度重なる口頭での連絡が意思表示の合致と言えらば、長崎県、東京都、福岡県古賀市も正式書面に相当、と見なされるはずである。当然に裏付け追跡調査を行って確認し行政間で調整されていると判断され得る、と考えられる。そうであれば、未必の故意と認識ある過失および信義誠実の原則に反すると考えられる。これは非常に深刻な問題であるので経緯を詳細に説明されたい。

- (5) 確定申告書提出先は法人登記している本店所在地である、と思い込んでいた。

また、法人異動届の提出も本店移転時のみ、と思い込んでいた。このことを誰からも指摘された記憶がない。この理解の下で、現在まで税理士の支援も一切受けず素人の審査請求人自身が処理して来た。現在に至るまで表現や処理方法に問題が生じていたとしても修正すれば済むことで何ら問題は無いのではと認識している。

売上も無く、財とサービスを生み出す活動も無く、財とサービスの提供も享受も無い事実を鑑みて事業を営んでいるとは言いがたい。にも関わらず、毎年確定申告書を提出し続けたのは慣例に従ったからに他ならない。

福岡市から長崎県に事務所移転した際も長崎県内の税務署出身の税理士に今まで通り依頼した。その際も何の指導も無く、当時は突然なぜ署名捺印を拒否されたのかを当時は驚きを禁じ得なかった、のを今でも鮮明に覚えている。しかも、西福

岡山税事務所収納課の歴代の担当者からも何の指摘も無かったので当然視していた。むしろ問題とすべき点は税務の公職に就いていた税務専門家の姿勢である。

企業が事実上の事業停止状態から復帰するためには腰を据えた助走（信用回復）期間が不可欠であり、その間の延命維持の足跡が事業再生を左右する。最小限の延命維持費用（期待の維持費用）が発生するのは当然のことである。いきなり事業再開しても旨く行くはずが無いことは心ある人なら言うまでも無いことであろう。

登録商標に対するドメイン名取得費用は本来なら不要である。しかしながら、実際問題として不正取得登録には手の打ちようがないのが現状である。ドメイン取得者のみならずドメイン登録サービス業者に、より一層の問題が潜んでいることは十分理解している。指摘を受けたので、新型コロナウイルスが収束次第、速やかに上京してドメイン名不正取得登録に対する J P N I C の監督責任を求める所存である。

(6) 企業の異議申立てに対してガンとして聞く耳を持たない頑なな行政の姿勢に対して、何か手立ては無いかと調べた結果、たまたま更正の請求が見つかったので突破への道として使わせてもらったにすぎない。

規範として受け継がれた慣習、実地訓練を通じて皮膚感覚として身体知化されたコンセンサス（価値観の共有、ナレッジ）、を保身することが自分たちに与えられた最優先の使命、と言う仲間意識で守られたムラ社会の根幹をあらわにしない限り問題は解決されないと思ったからに他ならない。

企業が事業を成功させるには社会に対して企業自らが率先して行う社会性経営（資本主義の精神、思い）が不可欠のように、行政が地域住民や地元企業に対して付託された権力を行使できるのは、行政自らが共同体の安寧を願って自らが率先して提供する奉仕の精神（日本人の精神、思い）が連綿と伝承されているからなのである。決して自分達のみ特別に与えられた権利でも無く、特権でも無いのである。使命なのである。

地域社会の費用は法に基づく義務では無く、正当で公平な信頼性が担保された職務と責任を全うする行政への御恩に報いる奉公（対価）なのである。その為、職責を果たす際には法と秩序の下で信義誠実の原則に乗っ取って、未必の故意と認識ある過失を引き起こさないように職責を果たす義務が行政に求められる。

そして、地域社会の費用とは安寧（サービス）を提供する見返り（享受）なのである。提供が無く享受のみで有れば、それは搾取にほかならない。歴史の必然とし

て、搾取のみに行政が陥った場合には行政は活力を無くして衰亡の道を辿る。

- (7) 「事務所又は事業所であるためには、そこで事業が行われるものであれば足り、その結果収益ないしは所得が発生することは、必ずしも必要としない」と記述されている。意味が良く理解できない。「事務所又は事業所とは」、「事業とは」、「そこで事業が行われるものであれば足り、その結果収益ないしは所得が発生することは、必ずしも必要としない」とはどういう意味なのか、裏付けとなる事例をもって説明されたい。

審査請求人のように年間売上げが何年間も0円が続いて法人県民税均等割のみの納付でも事業を継続して営んでいる証左となる。更に、地域社会の費用を住民が広く負担すると言う法人県民税均等割の特質云々、と述べられている。であるならば、今回の新型コロナウイルスでは地元企業の安寧を希求する正当で公平な信頼で結ばれている行政としては地方自治体に付与されている自由裁量権を行使して法の下での平等の精神と信義誠実の原則に乗っ取って、当該地元企業への支援金や助成金も救済義務として支給されている、と思う。対象となる事例をもって説明されたい。

- (8) 「新規事業提案のための調査活動に伴うものと考えられ、審査請求人が事業を行っていることが確認できる」と記述されている。

審査請求人も同様の考えから、調査活動に伴って取得した給与収入（個人との業務委託契約）は事業所得の一部に相当すると捉え、調査活動に関わる給与収入を全て営業外収益として10年近く前に確定申告していた。その後、資料を持参してハローワークや税理士事務所に伺った所、両社共に新規事業調査が事業活動の一環と足りうるためには実態と証拠、つまり領収書（経費）や会社との支払授受（給与）および企業間業務委託契約の有無等が必要で、この案件は無理が有るので事業所得とは認められないと指摘された。

それ以降は確定申告でも計上していない。勿論、事業実態（供給と享受）が無い訳であるから、会社からの役員報酬も無給のままで計上していない。指摘のように事業所得に相当するならば全て修正申告する必要がある。

弁明の調査活動が新規事業提案の為の一環に相当するので有れば、取得した給与収入は事業所得として計上できる。裏付けとなる事例を示されたい。

- (9) 「平成15年頃解約し、そこには事務所又は事業所がないと主張している」旨の記述が有る。

以前に西福岡県税事務所収納課の担当者に面談した際に、本店所在地の事務所を確認に言った所、当貸しビルには入居された記憶（記録）が無いと言われた旨の説明を受けていた。その為、更正の請求を提出する際には上記事務所退去に関する資料も含めて関連証拠資料を提出しようとしたが、頑として受取を拒否された経緯が有る。

- (10) 「登記上の本店所在地が実態を伴わない場合は、別の確認方法として、法人の事務所または事業所の所在地の状態を総合的に判断して決定される」旨の記述が有る。内容から判断するに統一された福岡県の見解として解釈できる。適法で有れば企業が異議を差し挟む立場にはない。

また、同様の状態が生じていた場合は他の所在地でも同等の対応を援用させる必要が有る、と解釈される。その趣旨に従うと長崎県、東京都ともに事業所（事務所）としての法的条件を満たしている。どういう事後処理をしたら良いのかを協議する必要が有るかと思う。と同様に、東京都内は自宅事務所兼用として締結して頂いていたので問題は無いかと思うが、福岡県古賀市の住宅は住居専用として締結している。上記の通りで有れば虚偽記載に当たるので、どういう事後の処理をしたら良いかを、損害保険会社（火災）等と協議する必要が有ると思う。

本来なら基盤（経済活動基盤）の無い古賀市に移動することは有り得ない事だったのだが、農地の区画整備事業の過程で生活排水の遮断や池の埋立等々の特段の事情が知らないうちに長崎県で発生していた。仕方なく基盤の残っている長崎県を諦めてプライベートの方を優先し、その代わり古賀市の住まいでは最小限の事務処理に徹するようにした、と言う事情が背景にあった。

- (11) 「法人登記上の本店所在地が納税義務地である」、との見解に対する矛盾

この見解に従えば、法人登記上の本店所在地である福岡市を管轄する福岡県および福岡市が当該納税先に該当する。

この際、法律上の義務（本店移転登記と地方庁への移転手続）を失念したまま本店移転して当該管轄地区外で事業を再開をした場合でも（但し確定申告書（国税）での事業状況は詳述して提出済み）納税の請求が移転以降も変わらずに行使された事実からするに、当該地方庁への事務所移転手続を行っていない場合は、「従前の管轄所が唯一の当該納税地に該当する」と言うことを意味している。

つまり、地方庁への事務手続のみが企業が最も遵守すべきルールであり他の何

よりも強い拘束力を持つ（企業が守るべきルールの継続性と失念に対するペナルティの付加）、とすることを暗に示している。

ルールの継続性の視点で考えた場合では、長崎県や東京都だけでなく福岡県古賀市に置いても従前の管轄所（福岡県および福岡市）のみが唯一の納税先に該当する、と言える。なぜなら、これらの移転先に置いては本店移転登記や行政への法人事務所移転手続きは一切行っていないからである（但し青色確定申告書（国税）では経理処理の一貫性を担保しつつ事業状況の記載事項は詳述して提出済み）。

にも関わらず福岡県古賀市への移動の場合だけが、法人事業所としての条件を満たしているので「古賀市が納税地に該当している」と（現在でも納付の行使は継続中）。

審査請求人が福岡県古賀市で一般事務処理を行わざるを得なかった背景には、妻の老夫婦が近くの新賀市内に居を構えていたこと、長崎県の事業所（持ち家、借地）が農地改良整備の過程で地主の都合で勝手に「池」を埋め立てられた為に、生活排水機能が失われてしまっていたことなどの理由があった。

尚、福岡市から長崎県へ事務所移転した際には建物の

- ・ 一階部分のうち「8畳を事務所に、残り8畳をキッチン」として使用
- ・ 二階部分のうち「10畳を事務所備品収納用として、残り8畳を寝室」として使用

同様に、長崎県から東京都へ拠点を移した際には事務所備品等々は、そのままにした状態で東京へ移住（最少限度の事務所機能のみを移して移動）。

そして、最近に至るまで事業所機能は白紙状態になっていた。

#### (12) 事業の実体地が納税義務地である、との見解に対する矛盾

「古賀市は法人登記上の本店所在地では無いが古賀市には事業所としての実体が認められる。それ故に、福岡県古賀市に納税の義務が認められる」との見解が示されている。どう考えても事業を営んでいる所見が見当たらない。（そもそも、これまでの県税務担当者からも市税務担当者からも、このことを指摘されたことが一回も無い）

その為に、今日に至るまで古賀市への法人異動届出だけでなく確定申告書の提出も行っていない。当然のことでは有るが、古賀市からの連絡も受け取っていない。

にも関わらず古賀市が納税管轄地で有るとするならば、長崎県A市および東京都

B区への法人異動届出や確定申告書の提出は行なっては居ないけれども、事業収益や事業取引等々を考えた場合、何れも実在して事業業績も計上されて実体も証明されているので、長崎県や東京都での活動の方が事業を営んでいる証左とも言えるのではないかと。 (確定申告書(国税)では事業状況の記載事項は詳述して提出済み)

福岡県の見解に従うならば、長崎県A市と東京都B区への納税の義務が発生していることになる。(この点に関しても各税務担当者から指摘されたことは今まで一回もないが)

余談に成るが、福岡を引き払って長崎に事務所を移転した経緯および長崎から東京、更には古賀市に移転した経緯は税務担当者が変わる度に、その都度に担当者に申し上げて来ていた。当然のことだが現在に至るまで郵便物や電話の転送手続きも行ってきた。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の送付先として届け出られた古賀市にある審査請求人代表者の居所をもって、福岡県内に事務所又は事業所を有する法人に該当するとし、本件処分を行った処分庁の判断が妥当かどうかということにある。そして、「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成22年4月1日総税都第16号。以下「取扱通知」という。)では、「事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう」とされているので、以下このことについて検討する。

### 1 「事業の必要から設けられた人的及び物的設備」に該当するか

審査請求人の本店所在地については、福岡市内の住所地が登記されており、確定申告書の所在地にも同住所が記載されているが、同住所の事務所については、平成15年9月に賃貸契約を解除し、退居していることが認められる。

このことについて、審査請求人からは処分庁に対して事業を廃止又は休業する旨の

届出等は行われておらず、本店を移転した旨の届出等も行われていないが、送付先を審査請求人代表者の居所である賃貸住宅の所在地に変更する旨の届出が行われている。

また、更正の請求書に添付された「更正の請求および誤納額還付請求理由」と題する書面（以下「理由書」という。）には、福岡県古賀市内の妻名義賃貸契約住宅で事務処理を実施、との記載がある。

これらのことからすると、審査請求人においては、事業を廃止又は休止する意思はなく、処分庁に対して送付先として届け出られた古賀市にある審査請求人代表者の居所を事業の必要から設けられた事務処理を実施するための設備と解することが相当である。

そして、審査請求人の事業種目はインターネットプロバイダーとされていることから、審査請求人が同所を自宅兼事務所として、本来の事業の取引に関するものを行っているか、そうでなくとも審査請求人の法人としての本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事業をそこで行うことが社会通念上考えられないものとは認められない。

したがって、古賀市にある審査請求人代表者の居所を事業の必要から設けられた人的及び物的設備に該当するとした処分庁の判断に不合理と目すべき点は見当たらない。

## 2 「継続して事業が行われる」に該当するか

各事業年度に係る決算報告書によれば、審査請求人は、販売費及び一般管理費として、消耗品費、地代家賃、旅費交通費、通信費、水道光熱費、雑費等の経費を計上している。これらの経費は、審査請求人が行う事業活動に伴って支出されるものであり、審査請求人が、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度及び平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度（以下「本件各事業年度」という。）において当該各費目の支出を現に行い、係る支出を審査請求人が行う事業の各経費として計上して、本件各事業年度に係る法人税の確定申告を行っている以上、審査請求人は本件各事業年度において継続して事業を行っていたものと認めるほかない。

したがって、審査請求人が本件各事業年度において継続して事業を行っていたとした処分庁の判断に不合理と目すべき点は見当たらない。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は「売上も無く、財とサービスを生み出す活動も無く、財とサービスの提供も享受も無い事実を鑑みて事業を営んでいるとは言いがたい。」「企業が事実上の事業停止状態から復帰するためには腰を据えた助走（信用回復）期間が不可欠であり、その間の延命維持の足跡が事業再生を左右する。最小限の延命維持費用（期待の維持費用）が発生するのは当然のことである。」など、売り上げがないこと及び営利を目的とした直接的な活動がないことなどを理由として、事実上の事業停止状態であり、納税義務者に該当しない旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法人県民税均等割は、資本金等を有する法人については、売上に関わらず、道府県内に事務所又は事業所を有する法人に対して、資本金等の額に応じて課されるものである。したがって、売り上げが発生することは必ずしも必要とされず、そこで事業が行われるものであれば足り、審査請求人が主張する「延命維持費用」は、審査請求人の事業を維持するための活動に要する費用と考えられるので、古賀市の事務所がこれに該当することは、上述のとおりである。

(2) 審査請求人は、「毎年確定申告書を提出し続けたのは慣例に従ったからに他ならない。」と主張し、確定申告書の提出をもって事業を行っているものと認めることは不合理である旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、確定申告書の提出は、慣例ではなく、法令に基づいて提出されるものである。そうであれば、確定申告書に法人の経費として計上された費目を、事業活動に要する費用として支出されたものと認めることを不合理ということはできない。

(3) このほか、審査請求人は本件処分が取り消されるべき理由として、他都県における納税義務地との関係や、古賀市の住宅の契約内容など縷々述べているが、いずれも本件処分に影響を与えるものとは認められない。

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも採用することはできない。

### 4 結論

以上のとおり、審査請求人の送付先として届け出られた古賀市にある審査請求人代表者の居所をもって、福岡県内に事務所又は事業所を有する法人に該当すると判断し、更正の請求に理由がないとして行った本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年4月13日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年7月4日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の送付先として届け出られた古賀市にある審査請求人代表者の居所をもって、福岡県内に事務所又は事業所を有する法人に該当するとして、本件処分を行った処分庁の判断が妥当かということにある。

取扱通知では、「事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう」とされているので、以下このことについて検討する。

##### 1 「事業の必要から設けられた人的及び物的設備」に該当するか

審査請求人の本店所在地については、福岡市内の住所地が登記されており、確定申告書の所在地にも同住所が記載されているところ、同住所の事務所については、平成15年9月に賃貸借契約を解除し、退居していることが認められる。

このことについて、審査請求人からは、処分庁に対して事業を廃止又は休業する旨の届出等が行われておらず、本店を移転した旨の届出等も行われていない一方、書類の送付先を古賀市にある審査請求人代表者の居所に変更する旨の届出が行われており、理由書には、古賀市内の妻名義賃貸契約住宅で事務処理を実施、との記載があることが認められる。

また、審査請求人の事業種目はインターネットプロバイダーとされていることからすれば、審査請求人が同所を自宅兼事務所として、審査請求人の法人としての本来の事業に関連する附随的事业を同所で行うことが社会通念上考えられないものとは認められない。

これらのことからすると、処分庁に対して書類の送付先として届け出られた古賀市にある審査請求人代表者の居所を事業の必要から設けられた事務処理を実施するための設備と解することが相当であり、同所を事業の必要から設けられた人的及び物的設

備に該当するとした処分庁の判断に不合理と目すべき点は見当たらない。

## 2 「継続して事業が行われる」に該当するか

各事業年度に係る決算報告書において、審査請求人は、販売費及び一般管理費として、消耗品費、地代家賃、旅費交通費、通信費、水道光熱費、雑費等の経費を計上している。これらの経費は、審査請求人が行う事業活動に伴って支出されるものであり、審査請求人が、本件各事業年度において当該各費目の支出を現に行い、かかる支出を審査請求人が行う事業の各経費として計上して、本件各事業年度に係る法人税の確定申告を行っている以上、審査請求人は本件各事業年度において継続して事業を行っていたものと認めざるを得ない。

したがって、審査請求人が本件各事業年度において継続して事業を行っていたとした処分庁の判断に不合理と目すべき点は見当たらない。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は「売上も無く、財とサービスを生み出す活動も無く、財とサービスの提供も享受も無い事実を鑑みて事業を営んでいるとは言いがたい。」等と述べているところ、売上がないこと及び営利を目的とした直接的な活動がないこと等を理由として、審査請求人は事実上の事業停止状態であり、納税義務者に該当しない旨の主張をしているものと考えられる。

しかしながら、法人県民税均等割は、資本金等を有する法人については、売上に関わらず、道府県内に事務所又は事業所を有する法人に対して、資本金等の額に応じて課されるものである。したがって、売上が発生することは必ずしも必要とされず、そこで事業が行われる場所があれば足り、古賀市の事務所がこれに該当することは、上述のとおりである。よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

このほか、審査請求人は本件処分が取り消されるべき理由として、他都県における納税義務地との関係や古賀市の住宅の契約内容など縷々述べているが、いずれも本件処分に影響を与えるものとは認められない。

以上のとおり、処分庁が更正の請求に理由がないとして、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なもの認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩